

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-201349

(P2012-201349A)

(43) 公開日 平成24年10月22日(2012.10.22)

(51) Int.Cl.
B62J 17/04 (2006.01)

F1
B62J 17/04

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2011-70870 (P2011-70870)
(22) 出願日 平成23年3月28日 (2011.3.28)

(71) 出願人 390005430
株式会社ホンダアクセス
埼玉県新座市野火止8丁目18番4号
(74) 代理人 100080089
弁理士 牛木 護
(74) 代理人 100161665
弁理士 高橋 知之
(74) 代理人 100148253
弁理士 今枝 弘充
(74) 代理人 100148079
弁理士 梅村 裕明
(72) 発明者 河合 健児
埼玉県新座市野火止8丁目18番4号 株式会社ホンダアクセス内

最終頁に続く

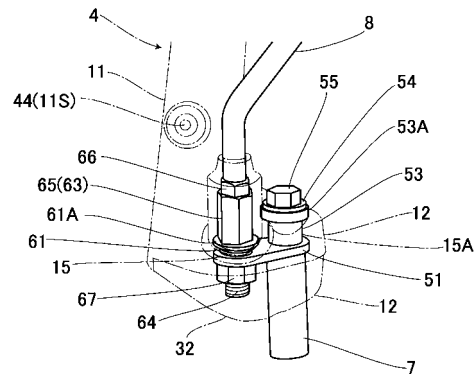
(54) 【発明の名称】 鞍乗り型車両の風防装置とその取付方法

(57) 【要約】

【課題】 外観意匠性に優れ、合成樹脂製ステイの取付強度を確保することができる鞍乗り型車両の風防装置を提供する。

【解決手段】 バーハンドルの取付筒体7に金属製の取付板51を取り付け、取付筒体7の取付箇所と離れた位置で取付板51にサイドミラー8を取り付け、合成樹脂製のスクリーンステイ4により取付板51を覆うと共に、スクリーンステイ4の下部の2箇所を取付板51に固定する。合成樹脂製のスクリーンステイ4を用いることにより外観意匠性にも優れたものとなり、取付筒体7を用いてサイドミラー8と共にスクリーンステイ4を取り付けることができ、そのスクリーンステイ4の2箇所を取付板51に固定することにより、合成樹脂製スクリーンステイ4に加わる荷重に対して取付強度を確保することができる。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

スクリーンと、このスクリーンを支持するスクリーンステイと、ハンドルに取り付けるサイドミラーとを備えた鞍乗り型車両の風防装置において、前記ハンドルのサイドミラー取付部に金属製の取付部材を取り付け、前記サイドミラー取付部の取付箇所と離れた位置で前記取付部材に前記サイドミラーを取り付け、合成樹脂製の前記スクリーンステイにより前記取付部材を覆うと共に、前記スクリーンステイの 2 箇所を前記取付部材に固定したことを特徴とする鞍乗り型車両の風防装置。

【請求項 2】

前記スクリーンステイの 2 箇所が、前記サイドミラー取付部の取付箇所と前記サイドミラーの取付箇所であることを特徴とする請求項 1 記載の鞍乗り型車両の風防装置。

10

【請求項 3】

前記サイドミラー取付部の取付箇所と前記サイドミラーの取付箇所とが車両の略前後方向に配置されていることを特徴とする請求項 2 記載の鞍乗り型車両の風防装置。

【請求項 4】

前記サイドミラー取付部の取付箇所は前記取付部材に穿設した取付部用取付孔であり、前記サイドミラーの取付箇所は前記取付部材に穿設したサイドミラー用取付孔であることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の鞍乗り型車両の風防装置。

【請求項 5】

前記スクリーンステイは、前記取付部材の下部側を覆う下カバーを有することを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の鞍乗り型車両の風防装置。

20

【請求項 6】

前記下カバーは、前記サイドミラー取付部に係止する取付部側係止部を有することを特徴とする請求項 5 項に記載の鞍乗り型車両の風防装置。

【請求項 7】

前記下カバーは、前記サイドミラーを取り付ける取付手段に係止するサイドミラー側係止部を有することを特徴とする請求項 6 記載の鞍乗り型車両の風防装置。

【請求項 8】

請求項 5 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の鞍乗り型車両の風防装置の取付方法において、前記ハンドルのサイドミラー取付部に金属製の取付部材を取り付け、前記サイドミラー取付部の取付箇所と離れた位置で前記取付部材に前記サイドミラーを取り付け、合成樹脂製の前記スクリーンステイにより前記取付部材を覆うと共に、前記スクリーンステイの 2 箇所を前記取付部材に固定した後、前記下カバーにより前記取付部材の下部側を覆うことを特徴とする鞍乗り型車両の風防装置の取付方法。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、鞍乗り型車両の風防装置とその取付方法に係り、特にバックミラー取付部にスクリーンを取り付ける鞍乗り型車両の風防装置に関する。

【背景技術】

40

【0002】

従来、この種の鞍乗り型車両の風防装置として、風防の背面側を支持するための側面視略 L 字状をなす支持部材を設け、この丸棒などからなる支持部材に、略上下方向へ延びて上端部で風防の上下方向中間部を支持する上下方向部と、この上下方向部の下端部から前方へ延びて前端部で風防の下部を支持する横方向部とを設けるとともに、この横方向部に支持部材を車体へ取付けるための取付座を設けた風防の取付構造において、上下方向部と横方向部は連続する一本の部材で形成され、横方向部は平面視で略コ字状に外側方へ突出する屈曲部を備え、この屈曲部の内側面へ別体の板状片から形成された取付座の周囲を溶接することにより、屈曲部で取付座の周囲のうち少なくとも外側端面並びに後側端面を囲むとともに、この取付座をサイドミラーの取付部に共用した風防の取付構造（例えば特許

50

文献 1) が提案されている。

【 0 0 0 3 】

また、スクリーンと、前記スクリーンを支持するステイとを備え、前記ステイは、樹脂材料で形成され、一端側に前記スクリーンの前面側から前記スクリーンを支持する支持部を有し、前記一端側に対し下方へ延びる他端側に前記鞍乗り型車両に固定する固定部を備える風防装置（例えば特許文献 2）が提案されており、この風防装置ではスクリーンの後面側のスペースを広くすることができ、ユーザに解放感を与えることができる。

【 先行技術文献 】

【 特許文献 】

【 0 0 0 4 】

10

【 特許文献 1 】 特許第 3 0 5 9 9 0 8 号 公 報

【 特許文献 2 】 特開 2 0 0 8 - 9 4 1 6 9 号 公 報

【 発明の概要 】

【 発明が解決しようとする課題 】

【 0 0 0 5 】

上記風防の取付構造では、屈曲部により補強されるため取付座の強度を確保することができるが、鉄製の丸棒からなる支持部材が露出する構造であるため、丸棒が雨風に晒されると錆び易いと共に、外観意匠性に劣る面がある。

【 0 0 0 6 】

また、上記特許文献 2 では、ステイの外観により意匠性に優れるものの、ハンドルカバーとステイとの一体感に乏しい面がある。さらに、バーハンドルに取付部を溶接により固定し、この取付部にステイの他端の固定部を固定しており、ステイを固定するためにバーハンドルに専用の取付部を設ける必要がある。

20

【 0 0 0 7 】

これらに対して、ハンドルカバーと一体感を出すため、ハンドルカバーに合成樹脂製のステイの下部を固定した場合、ステイの上部に力が加わると、合成樹脂製のステイ下部の取付箇所荷重が集中するため、取付箇所に強度が必要となる。

【 0 0 0 8 】

そこで、本発明は上記した問題点に鑑み、外観意匠性に優れ、合成樹脂製ステイの取付強度を確保することができる鞍乗り型車両の風防装置を提供することを目的とする。

30

【 課題を解決するための手段 】

【 0 0 0 9 】

上記目的を達成するために、請求項 1 に関わる発明は、スクリーンと、このスクリーンを支持するスクリーンステイと、ハンドルに取り付けるサイドミラーとを備えた鞍乗り型車両の風防装置において、前記ハンドルのサイドミラー取付部に金属製の取付部材を取り付け、前記サイドミラー取付部の取付箇所と離れた位置で前記取付部材に前記サイドミラーを取り付け、合成樹脂製の前記スクリーンステイにより前記取付部材を覆うと共に、前記スクリーンステイの 2 箇所を前記取付部材に固定したことを特徴とする。

【 0 0 1 0 】

また、請求項 2 に係る発明は、前記スクリーンステイの 2 箇所が、前記サイドミラー取付部の取付箇所と前記サイドミラーの取付箇所であることを特徴とする。

40

【 0 0 1 1 】

また、請求項 3 に係る発明は、前記サイドミラー取付部の取付箇所と前記サイドミラーの取付箇所とが車両の略前後方向に配置されていることを特徴とする。

【 0 0 1 2 】

また、請求項 4 に係る発明は、前記サイドミラー取付部の取付箇所は前記取付部材に穿設した取付部用取付孔であり、前記サイドミラーの取付箇所は前記取付部材に穿設したサイドミラー用取付孔であることを特徴とする。

【 0 0 1 3 】

また、請求項 5 に係る発明は、前記スクリーンステイは、前記取付部材の下部側を覆う

50

下カバーを有することを特徴とする。

【0014】

また、請求項6に係る発明は、前記下カバーは、前記サイドミラー取付部に係止する取付部側係止部を有することを特徴とする。

【0015】

また、請求項7に係る発明は、前記下カバーは、前記サイドミラーを取り付ける取付手段に係止するサイドミラー側係止部を有することを特徴とする。

【0016】

また、請求項8に係る発明は、請求項5～7のいずれか1項に記載の鞍乗り型車両の風防装置の取付方法において、前記ハンドルのサイドミラー取付部に金属製の取付部材を取り付け、前記サイドミラー取付部の取付箇所と離れた位置で前記取付部材に前記サイドミラーを取り付け、合成樹脂製の前記スクリーンステイにより前記取付部材を覆うと共に、前記スクリーンステイの2箇所を前記取付部材に固定した後、前記下カバーにより前記取付部材の下部側を覆うことを特徴とする。

10

【発明の効果】

【0017】

本発明の請求項1に記載の鞍乗り型車両の風防装置によれば、合成樹脂製のスクリーンステイを用いることにより外観意匠性にも優れたものとなり、サイドミラー取付部を用いてサイドミラーと共にスクリーンステイを取り付けることができ、そのスクリーンステイの2箇所を金属製の取付部材に固定することにより、合成樹脂製スクリーンステイに加わる荷重に対して取付強度を確保することができる。

20

【0018】

また、本発明の請求項2に記載の鞍乗り型車両の風防装置によれば、サイドミラー取付部とサイドミラーの取付箇所とを用いてスクリーンステイを固定することができる。

【0019】

また、本発明の請求項3に記載の鞍乗り型車両の風防装置によれば、走行によりスクリーンが風を受けると、スクリーンステイを後方に倒す力が加わるが、前後を取り付けることにより前記倒す力に対して強度を確保することができる。

【0020】

また、本発明の請求項4に記載の鞍乗り型車両の風防装置によれば、取付孔に締付部材などを挿通して取付を行うことができる。

30

【0021】

また、本発明の請求項5に記載の鞍乗り型車両の風防装置によれば、下カバーによりスクリーンステイとハンドル側との隙間を塞ぐことができる。

【0022】

また、本発明の請求項6に記載の鞍乗り型車両の風防装置によれば、サドルミラー取付部に取付部側係止部を係止してステイ本体の下に下カバーを取り付けることができる。

【0023】

また、本発明の請求項7に記載の鞍乗り型車両の風防装置によれば、2箇所の係止部により下カバーを取り付けることができる。

40

【0024】

本発明の請求項8に記載の鞍乗り型車両の風防装置の取付方法によれば、スクリーンステイとハンドル側との隙間とを用いてサイドミラーとスクリーンステイの位置調整を行い、固定した後、前記隙間を下カバーにより塞ぐことができる。

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】本発明の実施例1を示す車両前部の斜視図である。

【図2】同上、ステイを一点鎖線で示した取付構造の斜視図である。

【図3】同上、取付構造の斜視図である。

【図4】同上、取付構造の下部の上部の斜視図である。

50

【図 5】同上、ステイを一点鎖線で示した取付構造の下部の上部の斜視図である。

【図 6】同上、ステイ本体の斜視図である。

【図 7】同上、取付手段及びステイ本体の底面側の斜視図である。

【図 8】同上、ステイ本体の下縁と下カバーの上縁の嵌合部分の拡大断面図である。

【図 9】同上、ステイ本体と下カバーの周縁の嵌合部分の斜視図である。

【図 10】同上、下カバーの要部の平面図である。

【図 11】同上、取付部側係止部及びサイドミラー側係止部の係止状態を示す平面図である。

【図 12】同上、サイドミラー取付部にステイ本体を取り付けた状態を示すステイ本体の下部の斜視図であり、サイドミラー取付部を断面にしている。

10

【図 13】同上、ステイへのスクリーンの取付構造を説明する分解斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0026】

以下、図面を参照して、本発明の鞍乗り型車両の風防装置造の実施例 1 について説明する。

【実施例 1】

【0027】

図 1 ~ 図 12 に示すように、自動二輪車などの鞍乗り型車両の風防装置 1 は、鞍乗り型車両（以下、車両という）2 の前頭部に設けられた透明なスクリーン 3 と、このスクリーン 3 を取付固定する左右一対のスクリーンステイ（以下、ステイという）4、4 とを備え、走行時において多くの風がユーザの頭を越えるようにすることができ、ユーザの快適性を向上し得るように構成されている。車両 2 の前頭部には、ヘッドランプ、メータパネル（図示しない）を備える合成樹脂製のハンドルカバー 5 と、このハンドルカバー 5 に中央が覆われ左右両端がハンドルカバー 5 から突出したバーハンドル 6 と、このバーハンドル 6 の左右に固定した金属製のサイドミラー取付部たる取付筒体 7、7 と、これら取付筒体 7、7 を用いてバーハンドル 6 に取り付けた左右のサイドミラー 8、8 などが設けられており、前記ハンドルカバー 5 の上方に前記スクリーン 3 が配置される。

20

【0028】

図 3 に示すように、前記ステイ 4 は、合成樹脂製のステイ本体 11 と、このステイ本体 11 の下部に設ける合成樹脂製の下カバー 12 とを備える。尚、左右のステイ 4、4 は左右対称の形状をなす。

30

【0029】

前記ステイ本体 11 は、前記スクリーン 3 を固定する中空状の筒状部 13 と、この筒状部 13 の基端側に拡大形成して設けられた中空状の取付部 14 とを一体に有する。前記筒状部 13 は上端が閉塞し、下端が開口している。前記取付部 14 は車両 2 の左右方向外側に設けられており、この取付部 14 にはステイ側取付孔 15、15 A が略前後に並んで形成され、後のステイ側取付孔 15 A に比べて前のステイ側取付孔 15 が低い位置に形成されている。また、ステイ本体 11 において、前のステイ側取付孔 15 の部分は、他の部分より肉厚に形成され、両ステイ側取付孔 15、15 A の上端及び下端の周囲には平坦面 16、16 A が形成され、これら平坦面 16、16 A は、ステイ 4 の取付状態において、略水平をなす。さらに、前記取付部 14 内には、前記前後の平坦面 16、16 A の下部に、取付部材たる金属製取付板 51 を収納する収納部 17 を有し、取付部 14 に金属製取付板 51 を固定することにより、ステイ 4 の下部を補強することができる。また、前記取付部 14 は、前記筒状部 13 側にハンドルカバー 5 に当接する当接下縁部 18 が設けられると共に、前記収納部 17 側には前記下カバー 12 が嵌合する嵌合下縁部 19 が形成されている。さらに、図 3 及び図 7 などに示すように、前記嵌合下縁部 19 の両側に段部 20、20 を設け、これら両側の段部 20、20 により前記嵌合下縁部 19 は前記当接下縁部 18 より一段高く形成されている。さらに、前記取付部 14 の内部には交差方向をなす複数の補強リブ部 21 が設けられている。

40

【0030】

前記ステイ本体 11 及び下カバー 12 は、スライド金型を用いたインジェクション（射出成

50

型)により製造され、これ以外でも、エアインジェクション、回転成形、ブロー成形などを用いて製造可能である。そして、ステイ本体11は中空大断面なので、軽量高剛性である。よって、例えば汎用性及びリサイクル性の高いポリエチレン等の合成樹脂材料を使用できる。

【0031】

図3及び図8に示すように、前記下カバー12は、前記嵌合下縁部19に嵌合する嵌合上縁部31を有し、その下カバー12の下縁部32は、前記ハンドルカバー5の上面に対応した形状をなす。また、図9に示すように、前記下カバー12の周方向端部には、前記段部20の内面側に係止する爪部33が設けられている。

【0032】

前記ステイ本体11は、その前面11Aが平坦に形成され、前記前面11Aには、上下に透孔11Sが穿設されている。また、図13などに示すように、前記ステイ4へのスクリーン3の固定には、固定手段たるウエルナット41などが用いられ、このウエルナット41は筒部41Aと鍔部41Bとを備え、前記筒部41Aは雌螺子部を有する。そして、ウエルナット41の筒部41Aを前記透孔11Sに挿入した状態で、その筒部41Aに前記透孔11Sを合わせ、前記鍔部41Bをスクリーン3の裏面とステイ本体11の前面11Aとの間に挟むように配置し、スクリーン3の表面側から、硬質なワッシャ42と弾性ワッシャ43と前記透孔3Aにボルト44を挿通し、このボルト44を前記筒部41Aに螺合することにより前記ステイ本体11内で前記筒部41Aが鍔状に拡大してステイ4にスクリーン3を取付支持することができる。尚、前記ボルト44の頭部45はトラス形と呼ばれる大径形であり、工具係合部たる六角穴45Aを有す。

【0033】

前記サイドミラー取付部たる前記取付筒体7は、内部に雌螺子部7Aを有し、スクリーン3を取り付けない場合は、左右の前記取付筒体7,7にサイドミラー8,8が直接取り付けられる。

【0034】

そして、スクリーン3を取り付ける場合は、前記取付筒体7に、金属製の取付部材たる取付板51が取付られる。この取付板51は、図7などに示すように長円形状をなし、前後にサイドミラー用取付孔52と取付部用取付孔たる筒体用取付孔52Aとを有する。このようにサイドミラー用取付孔52と筒体用取付孔52Aが離れて設けられているから、筒体用取付孔52Aを車両2側に固定した状態で、サイドミラー用取付孔52側のサイドミラー8を取り付けることができる。

【0035】

そして、前記筒体用取付孔52Aは、前記取付筒体7に取り付けられるサイドミラー取付部の取付箇所であり、その筒体用取付孔52Aに前記後のステイ側取付孔15Aが取り付けられる。図4などに示すように、前記取付筒体7の取付箇所には、鍔部53Aを有する鍔付の長筒体53と、この長筒体53の上に重ねるワッシャ54と、前記取付筒体7の雌螺子部7Aに螺合する螺合手段たるボルト55とが用いられる。前記長筒体53は、前記後のステイ側取付孔15Aに挿通される。尚、前記ボルト55に代えて頭部に鍔部(図示せず)を設けた鍔付ボルトを用いる場合、前記ワッシャ54を省略することができる。尚、長筒体53、ワッシャ54及びボルト55が、前記取付板51を取付筒体7に取り付ける取付手段である。

【0036】

また、前記サイドミラー用取付孔52が前記サイドミラー8を取り付けるサイドミラー8の取付箇所であり、そのサイドミラー用取付孔52に前記前のステイ側取付孔15が取り付けられる。図4などに示すように、前記筒体取付孔52Aの取付箇所には、鍔部61Aを有する鍔付の短筒体61と、上下に本体63と雄螺子部64を一体に設けたアダプタ65と、緩み止め用のナット66と、前記アダプタ65の雄螺子部64に螺合し取付板51の下面に配置されるナット67が用いられる。前記短筒体61は、前のステイ側取付孔15に挿通される。尚、前記短筒体61、アダプタ65、緩み止め用のナット66及びナット67が、前記サイドミラー8をバーハンドル6に取り付ける取付手段である。

10

20

30

40

50

【 0 0 3 7 】

そして、前記長筒体53の筒部の長さは後のステイ側取付孔15Aの長さに対応し、前記短筒体61の筒部の長さは前のステイ側取付孔15の長さに対応し、短筒体61は長筒体53よりも短い。また、前記アダプタ65は、六角柱状の本体63の内部に上部が開口した雌螺子孔63Aを有し、この雌螺子孔63A、緩み止め用ナット66及びサイドミラー8下端の雄螺子部8Aは、一般と逆の左ネジである。

【 0 0 3 8 】

まず、前記取付板51の取付筒体7への取り付けについて、その手順の一例を説明する。尚、図4はステイ4を図示省略している。同図に示すように、取付板51の前後の取付孔15、15Aとステイ本体11の前後の取付孔15、15とを合わせた状態で、ステイ本体11の取付部14内に取付板51を配置し、ステイ側取付孔15に短筒体61を挿入し、それら短筒体61とステイ側取付孔15Aに、前記アダプタ65の雄螺子部64を挿通し、挿通した雄螺子部64の下端にナット67を螺合する。この場合、雄螺子部64による締付により、短筒体61の下端が取付板51の上面に圧接するが、前のステイ側取付孔15の上下が取付板51の上面と鏝部61Aの下面により挟まれて固定され、ステイ側取付孔15に無理な力が加わることがない。尚、取付筒体7に取付板51を取り付けた後、下カバー12を取り付ける隙間から、ナット67などの操作を行うことができる。

10

【 0 0 3 9 】

次に、後のステイ側取付孔15Aに長筒体53を挿入し、取付筒体7の雌螺子部7Aに筒体用取付孔52Aを合わせて取付筒体7の上面に取付板51を重ね、さらに、鏝部53Aにワッシャ54を重ね、それらワッシャ54と長筒体53と筒体用取付孔52Aにボルト55を挿通し、このボルト55を取付筒体7の雌螺子部7Aに螺合することにより、取付筒体7に取付板51が固定され、取付板51はステイ本体11の取付部14により覆われた状態となる。また、この場合、ボルト55による締付により、長筒体53の下端が取付板51の上面に圧接するが、後のステイ側取付孔15Aの上下が取付板51の上面と鏝部53Aの下面により挟まれて固定され、ステイ側取付孔15Aに無理な力が加わることがない。

20

【 0 0 4 0 】

また、図10及び図11に示すように、前記下カバー12内には、その前後に前記ナット67と取付筒体7に段発的に外嵌する係止部たる弾性係止部34、34Aがそれぞれ設けられ、これら弾性係止部34、34Aは円の一部に開口部35を設けて半円より大きな切欠き円弧部36を有し、この切欠き円弧部36の両端部37、37のうち少なくとも一端は自由端に形成されている。尚、図10に示すように、前の弾性係止部34は一端部37が自由端であり、後の弾性係止部34Aは両端部37、37が自由端である。

30

【 0 0 4 1 】

したがって、それぞれの開口部35、35をナット67と取付筒体7に合わせで押し込むことにより両端37、37が開くように弾性変形し、それぞれの切欠き円弧部36、36内にナット67と取付筒体7が嵌入する。また、これらの嵌入状態で、前記嵌合下縁部19に嵌合上縁部31が嵌合すると共に、爪部33が段部20の内縁に係止し、ステイ本体11とハンドルカバー5との隙間を下カバー12が塞いだ状態に取り付けられる。

40

【 0 0 4 2 】

また、前記サイドミラー8は下端に雄螺子部8Aを有し、この雄螺子部8Aに前記ナット66を螺合し、その雄螺子部8Aを前記アダプタ65の雌螺子部63Aに螺合することにより、アダプタ65にサイドミラー8を固定する。尚、図中68は筒状カバーであり、この筒状カバー68により、鏝部61Aとアダプタ65とナット66とを覆っている。

【 0 0 4 3 】

このように本実施例では、請求項1に対応して、スクリーン3と、このスクリーン3を支持するスクリーンステイ4と、ハンドルたるバーハンドル6に取り付けるサイドミラー8とを備えた鞍乗り型車両の風防装置において、バーハンドル6のサイドミラー取付部たる取付筒体7に金属製の取付部材たる取付板51を取り付け、取付筒体7の取付箇所と離れた位置で取付板51にサイドミラー8を取り付け、合成樹脂製のスクリーンステイ4により

50

取付板51を覆うと共に、スクリーンステイ4の下部の2箇所を取付板51に固定したから、合成樹脂製のスクリーンステイ4を用いることにより外観意匠性にも優れたものとなり、取付筒体7を用いてサイドミラー8と共にスクリーンステイ4を取り付けることができ、そのスクリーンステイ4の2箇所を取付板51に固定することにより、合成樹脂製スクリーンステイ4に加わる荷重に対して取付強度を確保することができる。

【0044】

また、このように本実施例では、請求項2に対応して、スクリーンステイ4の2箇所が、サイドミラー取付部たる取付筒体7の取付箇所とサイドミラー8の取付箇所であるから、サイドミラー取付部とサイドミラーの取付箇所とを用いてスクリーンステイ4を固定することができる。

10

【0045】

また、このように本実施例では、請求項3に対応して、サイドミラー取付部たる取付筒体7の取付箇所とサイドミラー8の取付箇所とが車両2の略前後方向に配置されているから、走行によりスクリーン3が風を受けると、スクリーンステイ4を後方に倒す力が加わるが、前後を取り付けることにより前記倒す力に対して強度を確保することができる。

【0046】

また、このように本実施例では、請求項4に対応して、サイドミラー取付部たる取付筒体7の取付箇所は取付部材たる取付板51に穿設した取付部用取付孔52Aであり、サイドミラー8の取付箇所は取付板51に穿設したサイドミラー用取付孔52であるから、取付孔52, 52Aに締付部材などを挿通して取付を行うことができる。

20

【0047】

また、このように本実施例では、請求項5に対応して、スクリーンステイ4は、取付部材たる取付板51の下部側を覆う下カバー12を有するから、下カバー12によりスクリーンステイ4とハンドル側との隙間を塞ぐことができる。

【0048】

また、このように本実施例では、請求項6に対応して、下カバー12は、サイドミラー取付部たる取付筒体7に係止する取付部側係止部たる弾性係止部34Aを有するから、取付筒体7に弾性係止部34Aに係止してステイ本体の下に下カバーを取り付けることができる。

【0049】

また、このように本実施例では、請求項7に対応して、下カバー12は、サイドミラー8を取り付ける取付手段たるナット67に係止するサイドミラー側係止部たる弾性係止部34を有するから、2箇所の弾性係止部34, 34Aにより下カバー12を取り付けることができる。

30

【0050】

また、このように本実施例では、請求項8に対応して、請求項5～7のいずれか1項に記載の鞍乗り型車両の風防装置の取付方法において、バーハンドル6のサイドミラー取付部たる取付筒体7に金属製の取付部材たる取付板51を取り付け、取付筒体7の取付箇所と離れた位置で取付板51にサイドミラー8を取り付け、合成樹脂製のスクリーンステイ4により取付板51を覆うと共に、スクリーンステイ4の下部の2箇所を取付板51に固定した後、下カバー12により取付板51の下部側を覆うから、スクリーンステイ4とハンドル側との隙間とを用いてサイドミラー8とスクリーンステイ4の位置調整を行い、固定した後、前記隙間を下カバー12により塞ぐことができる。

40

【0051】

また、実施例上の効果として、短筒体61とステイ側取付孔15Aに、アダプタ65の雄螺子部64を挿通し、挿通した雄螺子部64の下端にナット67を螺合することにより、取付板51に、ステイ4のステイ側取付孔15とサイドミラー8を取り付けるアダプタ65とを、共通した締付手段であるアダプタ65により取り付けることができる。また、ワッシャ54と長筒体53と筒体用取付孔52Aにボルト55を挿通し、このボルト55を取付筒体7の雌螺子部7Aに螺合することにより、共通する締付手段であるボルト55を用いて取付筒体7に取付板51とステイ4のステイ側取付孔15を取り付けることができる。さらに、サイドミラー側係止部及び取付部側係止部は、弾性係止部34, 34Aであるから、これら弾性係止部34, 34Aをナッ

50

ト67と取付筒体7に段発的に外嵌して下カバー12を固定することができる。また、前記下カバー12の周方向端部に爪部33を設け、この爪部33が段部20の内面側に係止するから、下カバー12の端部の浮き上がりを防止できる。また、下カバー12は、周方向中央部から端部に向かって高さが低くなるように形成されているから、取付部14とハンドルカバー5との隙間に嵌め込み易い。

【0052】

尚、本発明は、本実施例に限定されるものではなく、本発明の要旨の範囲内で種々の変形実施が可能である。例えば、スクリーンステイの筒状部の形状は適宜選定可能である。

【符号の説明】

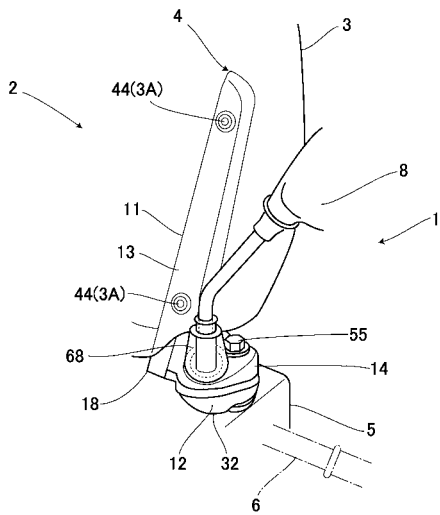
【0053】

- 1 風防装置
- 2 鞍乗り型車両
- 3 スクリーン
- 4 ステイ
- 6 ハンドルカバー
- 7 バーハンドル(ハンドル)
- 11 ステイ本体
- 12 下カバー
- 15 ステイ取付孔(前)
- 15 A ステイ取付孔(後)
- 34 弾性係止部(前)
- 34 A 弾性係止部(後)
- 51 取付板(取付部材)
- 52 バックミラー用取付孔
- 52 A 筒体用取付孔(取付部用取付孔)
- 67 ナット(取付手段)

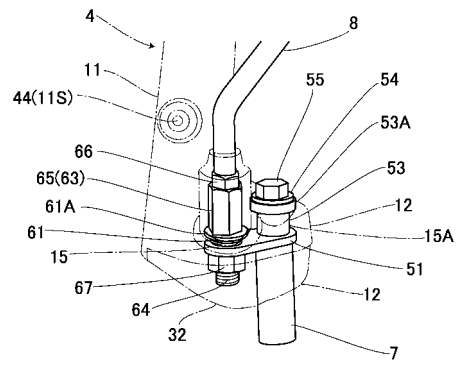
10

20

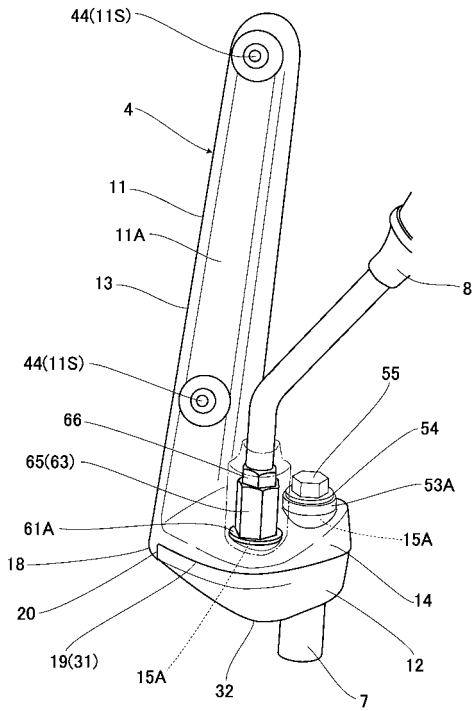
【 図 1 】



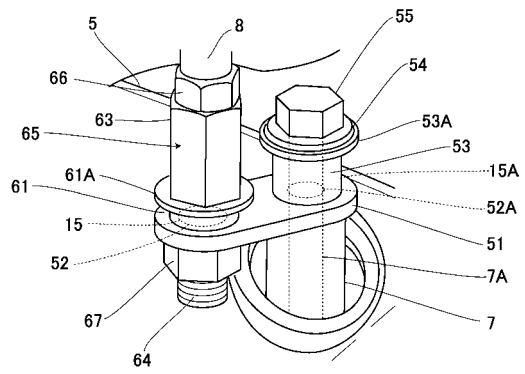
【 図 2 】



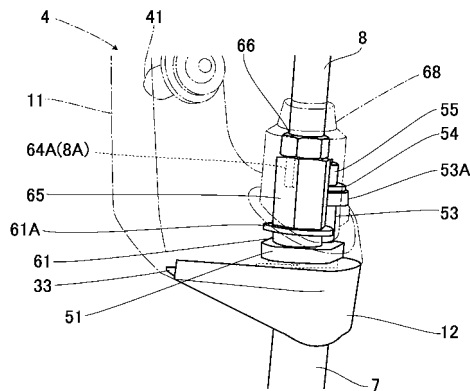
【 図 3 】



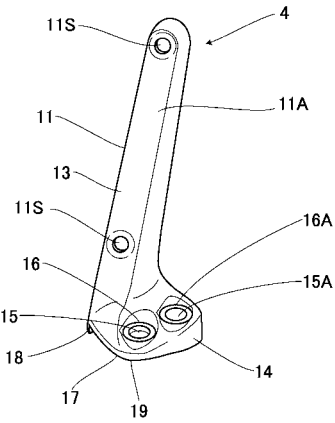
【 図 4 】



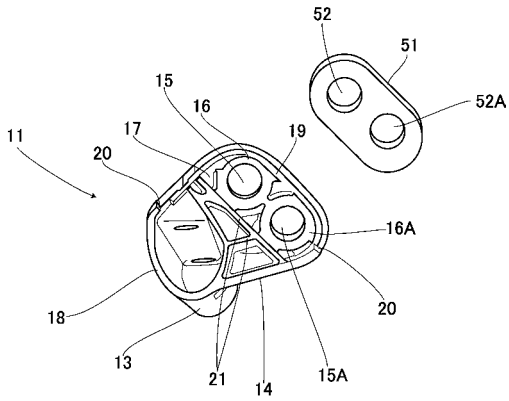
【 図 5 】



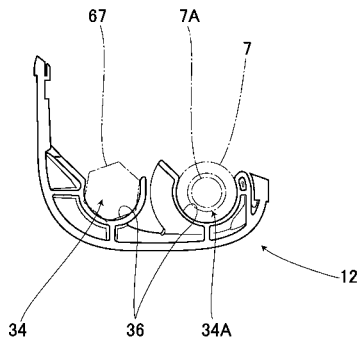
【 図 6 】



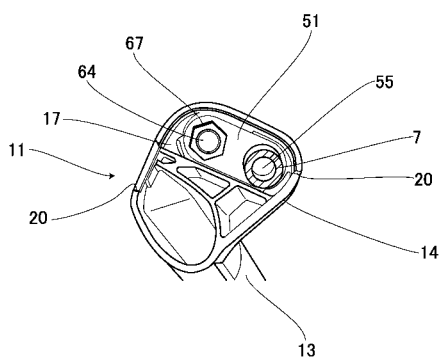
【 図 7 】



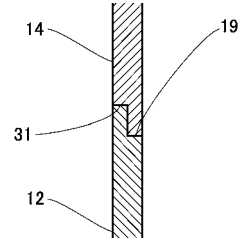
【 図 1 1 】



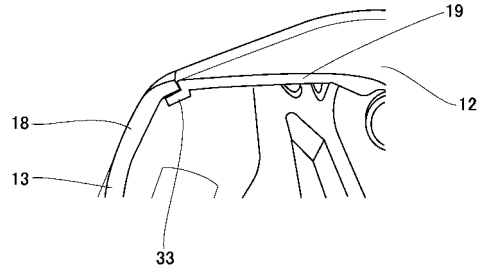
【 図 1 2 】



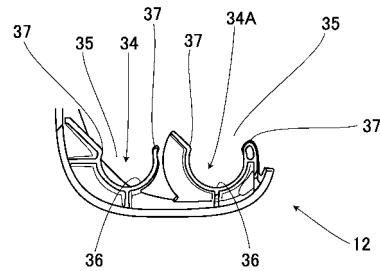
【 図 8 】



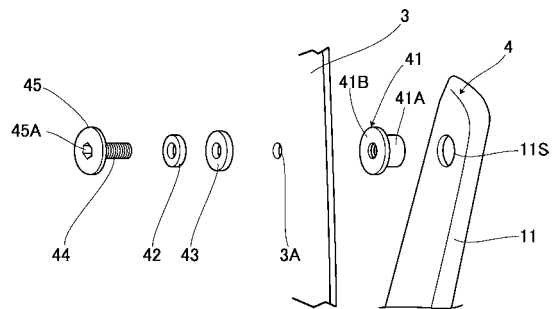
【 図 9 】



【 図 1 0 】



【 図 1 3 】



フロントページの続き

(72)発明者 斉藤 忍

埼玉県新座市野火止 8 丁目 1 8 番 4 号 株式会社ホンダアクセス内